

○須高行政事務組合行政手続条例

(平成18年12月15日)

須高行政事務組合条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第3項において同法第2章から第6章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(行政手続に関する規程)

第2条 須高行政事務組合行政手続条例については、須坂市行政手続条例（平成8年須坂市条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。